# 兵庫県公報

令和元年10月25日 金曜日 第 52 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

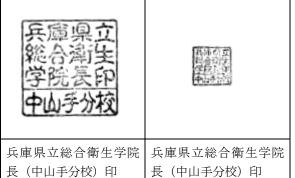
告 示 ○ 公印の新調(文書課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 2
公 告 ○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要(都市計画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
公安委員会告示 ○ 警備員指導教育責任者講習の実施 ····································	3
告示	

# 兵庫県告示第512号

次に掲げる公印を新調し、令和元年5月7日からその使用を開始した。 令和元年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 新調公印の名称及び印影



# 兵庫県告示第513号

環境の保全と創造に関する条例 (平成7年兵庫県条例第28号) 第140条の5第1項の規定により、瀬戸内海 (同条例第100条第1項に規定する瀬戸内海をいう。) の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度 (以下「望ましい濃度」という。) を次のように定め、令和元年10月28日から施行する。

令和元年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 全窒素の望ましい濃度は、昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)別表 2 の 2 の イに掲げる基準値(水域類型 II からIVまでに係る基準値に限る。次項において「環境基準値」という。)の範囲内で、かつ、1 リットルにつき全窒素0.2 ミリグラム以上とする。
- 2 全りんの望ましい濃度は、環境基準値の範囲内で、かつ、1リットルにつき全りん0.02ミリグラム以上とする。

# 兵庫県告示第514号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の2第2項の規定により、尼崎西宮芦屋港港湾隣接地域の指定の変更について、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日 時 令和元年11月11日(月)午後2時から
- 2 場 所 尼崎市道意町 7 21 尼崎港管理事務所 3 階会議室
- 3 予定区域

尼崎西宮芦屋港港湾隣接地域

平左衛門新田、丸島町、元浜町及び道意町地区

尼崎市平左衛門新田、丸島町、元浜町及び道意町地内の次の(1)から(21)までのそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域から、(22)から(27)までのそれぞれの諸点を順次結んだ線を除いた地域

- (1) 世界測地系 東経135度23分59.7秒 北緯34度42分59.9秒
- (2) 世界測地系 東経135度23分59.0秒 北緯34度42分59.9度
- (3) 世界測地系 東経135度23分59.4秒 北緯34度42分52.0秒
- (4) 世界測地系 東経135度24分02.2秒 北緯34度42分42.5秒
- (5) 世界測地系 東経135度24分02.0秒 北緯34度42分39.3秒
- (6) 世界測地系 東経135度24分00.3秒 北緯34度42分33.8秒
- (7) 世界測地系 東経135度23分15.0秒 北緯34度42秒32.6秒
- (8) 世界測地系 東経135度23分04.0秒 北緯34度42秒33.7秒
- (9) 世界測地系 東経135度23分02.6秒 北緯34度42秒33.5秒
- (10) 世界測地系 東経135度23分01.6秒 北緯34度42分33.1秒
- (11) 世界測地系 東経135度23分00.9秒 北緯34度42分32.6秒
- (2) 世界測地系 東経135度23分00.2秒 北緯34度42分31.6秒
- (3) 世界測地系 東経135度22秒45.5秒 北緯34度41分50.6秒
- (注) 世界測地系 東経135度22分43.8秒 北緯34度41分47.3秒
- (I) 世界測地系 東経135度22分41.6秒 北緯34度41分46.1秒
- (16) 世界測地系 東経135度22分40.8秒 北緯34度41分44.1秒
- (17) 世界測地系 東経135度22分41.6秒 北緯34度41分42.5秒
- 個 世界測地系 東経135度22分30.2秒 北緯34度41分15.6秒
- ⑲ 世界測地系 東経135度22分21.9秒 北緯34度41分23.6秒
- 🕲 世界測地系 東経135度22分33.7秒 北緯34度41分51.7秒
- ② 世界測地系 東経135度22分32.3秒 北緯34度41分51.3秒
- ② 世界測地系 東経135度22分20.5秒 北緯34度41分21.0秒
- 四 世界測地系 東経135度22分32.4秒 北緯34度41分09.4秒
- (4) 世界測地系 東経135度22分32.8秒 北緯34度41分10.4秒
- 世界測地系 東経135度22分34.7秒 北緯34度41分08.6秒
- (M) 世界測地系 東経135度22分16.6秒 北緯34度40分52.5秒
- 四 世界測地系 東経135度22分08.1秒 北緯34度40分59.7秒

公 告

## 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 姫路大津ヒルズ

所在地 姫路市大津区西土井字井ノ元373番33ほか

- 2 法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要 敷地内に屋外広告物条例に基づく基準に適合していない広告物が存在しているため、是正されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1課

(2) 縦覧期間

令和元年10月25日から1月間

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^^

令和元年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 高砂市伊保東一丁目341番、343番1、343番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

岡山市中区清水369番地2

株式会社ザグザグ 代表取締役 森

信

3 許可年月日及び許可番号

令和元年9月25日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-38-2号(30高砂)

#### 公安委員会告示

#### 兵庫県公安委員会告示第181号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年10月25日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「身辺警備業務」という。)

② 実施期日

ア 新規取得講習

令和元年11月25日(月)から同月29日(金)までの5日間

イ 追加取得講習

令和元年11月28日(木)及び同月29日(金)の2日間

③ 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和元年11月29日(金)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和元年10月31日(木)から同年11月11日(月)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

- 6 申込時の提出書類
  - (1) 新規取得講習を受講しようとする者
    - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。) 1 通
    - イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に 係る警備業務従事証明書及び履歴書
  - ② 追加取得講習を受講しようとする者
    - ア 申込書1通
    - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
    - ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に 係る警備業務従事証明書及び履歴書
- 7 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び 一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

8 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書 (警備業法令集等)

- 10 その他
  - (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
  - (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
  - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
  - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
  - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

- 12 間合せ先
  - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
  - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話(078)341-7441 内線3424
  - (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会 電話(078) 252-0166